

# 島根県報

第一、四四〇号  
平成十五年一月三十一日  
(金曜日)

## 規 則

島根県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (総務課) 一

## 告 示

- 字の区域の廃止 (地方課) 一
- 換地処分 (農村整備課) 一
- 県営土地改良事業計画の決定 ( ) 二
- 換地計画書の縦覧 ( ) 二
- 保安林予定森林(二件) (森林整備課) 二
- 国土調査の指定 (用地対策課) 三
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
- 道路の供用開始 ( ) 五

## 目 次

### 公布された条例等のあらまし

◇島根県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第一号)  
島根県立大学条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第六十八号)の  
施行期日は、平成十五年四月一日とすることとした。

## 規 則

島根県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

### 島根県規則第二号

島根県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県立大学条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第六十八号)の施行期日は、平成十五年四月一日とする。

## 告 示

### 島根県告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、日原町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

鹿足郡日原町内の字を廃止する区域

大字	廃止する字
富田イ	大字富田イ区域内のすべて
添谷	大字添谷区域内のすべて
青原	大字青原区域内のすべて

### 島根県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、簸川郡湖陵町土地改良区理事長から大山地区における換地処分を平成十五年一月二十四日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第五項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

若宮地区用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う下三所地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月三十一日から二十一日間

三 縦覧の場所

仁多町役場

島根県告示第八十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡六日市町大字蓼野一一三七の四、一一三七続五、一一三七の六、一一三七の一

四、一五四七の二、一六六〇の二、一六六一、一六六二の二、一六六三の二、一七一七、

一七一九、一七二〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字蓼野一一三七の四、一一三七の一四、一五四七の二、一六六〇の二、一六六一、一六六二の二、一六六三の二、一七一七、一七二〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び六日市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八十一号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字口田儀一七七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村にかかる

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次の地積調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十五年一月二十日	金城町	金城町久佐(山根原)地区	告示の日から平成十六年三月十九日まで
平成十五年一月二十日	金城町	金城町小国(田ノ原)地区	告示の日から平成十五年十二月二十四日まで

島根県告示第八十三号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類		路線名		区 道		路 間		の		区 域		管轄する土木建築事務所の名称		備 考	
				変更前		敷地の幅員		延		長					
				後の別		メートル		メートル							
				前		後		前		後		前		後	
				後		前		後		前		後		前	
一般国道	三百七十五号	邑智郡邑智町大字別府四九二番七地先から同大字四九〇番地先まで		後	前	二五・〇〇〇	二九・〇〇〇	五九・〇〇〇	五九・〇〇〇	川本土木建築事務所		道路改良工事		拡幅	
県道	出雲仁多線	飯石郡三刀屋町大字神代三六三番四地先から同大字三六三番二地先まで		後	前	一七・〇〇〇	二七・〇〇〇	三二・〇〇〇	三二・〇〇〇	木次土木建築事務所		減幅		"	
"	"	飯石郡吉田村大字吉田三三一五番一地先から同大字三三一五番六地先まで		後	前	二七・〇〇〇	六一・〇〇〇	四七・〇〇〇	四七・〇〇〇	木次土木建築事務所		"		"	
"	"	吉田頓原線		後	前	二七・〇〇〇	六一・〇〇〇	四七・〇〇〇	四七・〇〇〇	木次土木建築事務所		"		"	
"	"	田儀山中大田線		後	前	一三・〇〇〇	六八・〇〇〇	六三・〇〇〇	六三・〇〇〇	出雲土木建築事務所		拡幅		"	
"	"	川本波多線		後	前	六・〇〇〇	一〇・五〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	川本土木建築事務所		"		"	
"	"	那賀郡旭町大字丸原一〇五番一地先から同大字六三番一地先まで		後	前	七・五〇〇	二二・〇〇〇	一七六・五〇〇	一七六・五〇〇	浜田土木建築事務所		"		"	
"	"	那賀郡旭町大字丸原一〇五番一地先から同大字六三番一地先まで		後	前	一三・三〇〇	一七六・五〇〇	四六一・五〇〇	四六一・五〇〇	浜田土木建築事務所		"		"	
"	"	邑智郡川本町大字川本二一九九番二地先から同大字六番四地先まで		後	前	五・〇〇〇	一八・〇〇〇	六六・〇〇〇	六六・〇〇〇	川本土木建築事務所		"		"	
"	"	那賀郡旭町大字丸原一〇五番一地先から同大字六三番一地先まで		後	前	一三・三〇〇	一七六・五〇〇	四六一・五〇〇	四六一・五〇〇	浜田土木建築事務所		"		"	
"	"	飯石郡多伎町大字奥田儀六〇五番二地先から同町大字神原六三四番四地先まで		後	前	一三・〇〇〇	六八・〇〇〇	六三・〇〇〇	六三・〇〇〇	出雲土木建築事務所		"		"	
"	"	川本波多線		後	前	六・〇〇〇	一〇・五〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	川本土木建築事務所		"		"	
"	"	那賀郡旭町大字丸原一〇五番一地先から同大字六三番一地先まで		後	前	七・五〇〇	二二・〇〇〇	一七六・五〇〇	一七六・五〇〇	浜田土木建築事務所		"		"	
"	"	邑智郡川本町大字川本二一九九番二地先から同大字六番四地先まで		後	前	五・〇〇〇	一八・〇〇〇	六六・〇〇〇	六六・〇〇〇	川本土木建築事務所		"		"	
"	"	那賀郡旭町大字丸原一〇五番一地先から同大字六三番一地先まで		後	前	一三・三〇〇	一七六・五〇〇	四六一・五〇〇	四六一・五〇〇	浜田土木建築事務所		"		"	

					道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。 <b>島根県告示第八十四号</b> 道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。				
					その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成十五年一月三十一日 島根県知事 澄田信義				
					後 前 後 前 後 A 七・五〇＼ 二二・〇〇 一七六・五〇 一一一・〇〇 二二・〇〇＼ 三六・〇〇 一一二・〇〇 一七・〇〇＼ 三一・〇〇 一三二・〇〇 一一一・〇〇 一一二・〇〇 三六・〇〇 一一二・〇〇 二一・〇〇＼ 五六・〇〇 一一二・〇〇 一一一・〇〇 二一・〇〇＼ 三三・〇〇 一一二・〇〇 一一一・〇〇 二一・〇〇 一一一・〇〇 一七・〇〇 一一二・〇〇 二一・〇〇 一一一・〇〇 二一・〇〇				
					減幅 不用物件発生 不用物件発生 不用物件発生 不用物件発生 ダブルウェイ解消				

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	三百七十五号	邑智郡邑智町大字別府四九二番七地先から同大字四九〇番地先まで	五九・〇〇 <small>メートル</small>	平成十五年一月三十一日	川本土木建築事務所	
県道	田儀山中大田線	簸川郡多伎町大字神原一一九番一地先から同大字九二番三地先まで	二〇〇・〇〇	〃	出雲土木建築事務所	
〃	佐田小田停車場線	簸川郡多伎町大字小田一五五三番八地先から同大字一七三〇番二地先まで	五〇・〇〇	〃	〃	
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町大字笹山一一五番一地先から同町大字中座イ二〇五六番一地先まで	二五五・〇〇	平成十五年三月二十六日	津和野土木事務所	

毎週火・金曜日発行

平成十五年一月三十一日印刷  
平成十五年一月三十一日発行

発行者  
島  
根  
県

印刷所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)